

平成 28 年度スポーツ振興等事業費補助金交付要綱

27 才調調第 663 号

平成 28 年 4 月 1 日

（目 的）

第 1 この補助金は、区市町村が「2020 年オリンピック・パラリンピックの成功に向けた区市町村支援事業実施要綱（平成 27 年 4 月 1 日付 26 才大管調第 555 号。以下「実施要綱」という。）」に基づき、地域の実情に応じて主体的に実施する事業に要する経費の一部について、東京都（以下「都」という。）が予算の範囲内で補助することにより、事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

（補助対象事業）

第 2 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱 3（1）に規定する事業とし、事業内容は別表 1 から別表 2 までに掲げるものとする。
ただし、東京都知事（以下「知事」という。）が特に認める場合を除き、他の制度により補助されている事業及び専ら金銭の支給、料金の減免等の経済的給付を目的とする事業等は除くものとする。

（補助対象経費）

第 3 この補助金の対象となる経費は、別表 1 から別表 2 までに掲げる経費とする。

（補助金の交付額）

第 4 この補助金の交付額は、次に掲げる額の合計額とする。

（1）実施要綱 3（1）アに掲げる事業で、別表 1 により算出した額

（2）実施要綱 3（1）イに掲げる事業で、別表 2 により算出した額

2 実施要綱 3（1）ア、イの事業区分ごとに算出した金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 この補助金の交付額は、予算の範囲内で必要に応じて金額を調整するものとする。

（補助金の交付申請）

第 5 区市町村長は、この補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第 1 号様式）に関係書類を添付して、あらかじめ指定する期日までに知事に対し補助金の交付を申請するものとする。

ただし、一つの事業につき、実施要綱 3（1）ア、イの両方を併用して申請することとはできない。

2 1 の補助金交付申請書に添える関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画一覧表（第2号様式）
- (2) 事業費予算総括書（第3号様式）
- (3) 事業計画書（第4号様式）
- (4) 事業費予算内訳書（第5号様式）
- (5) 企画書（様式は任意）
- (6) 歳入歳出予算見込書抄本（第6号様式）
- (7) その他知事が必要と認める書類

3 補助事業の内容により必要がないと知事が認めるときは、1の申請書に記載すべき事項の一部又は2の規定による関係書類の一部を省略することができる。

（補助金の交付決定）

第6 知事は、区市町村長から第5の規定による補助金の交付申請のあった事業について、内容を審査の上、適当と認める場合には、条件を付して補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第7号様式）により当該区市町村に通知するものとする。

2 1により交付決定をする場合に付される交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 区市町村は、補助事業の内容、補助事業に要する経費の配分又は1の規定により通知された補助金の額（以下「交付決定額」という。）を変更する場合においては、あらかじめ補助金変更交付申請書（第8号様式）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りではない。

ア 補助事業の内容の変更で、補助金の額に影響を及ぼさない変更

イ 補助事業に要する経費の配分の変更で、補助対象経費の20%未満の変更

ウ 補助金の額の変更で、交付決定額の20%未満の減額変更

(2) 補助金の交付決定を受けた区市町村が、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（第9号様式）に関係書類を添えて知事に提出し、承認を受けなければならない。

3 2(1)の補助金変更交付申請書に添える関係書類は、第5 2の規定に準じるものとする。

4 2(2)の補助事業中止（廃止）承認申請書に添える関係書類は、交付申請時の事業計画書（第4号様式）、予算内訳書（第5号様式）及びその他知事が必要と認める書類とする。

5 知事は、2(1)の申請があったときは、1の規定に準じ、決定を行い、その旨を補助金変更交付決定通知書（第10号様式）により、当該区市町村に通知する。

6 知事は、2(2)の規定による申請を受け、申請事項を承認すべきものと認めたときは、その旨を補助事業中止（廃止）承認通知書（第11号様式）により、当該区市町村に通知するものとする。

7 1 及び 5 の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき修正を加えて、補助金の交付決定をすることができる。

（申請の撤回）

第 7 第 6 1 により通知を受けた区市町村は、当該通知に係る補助金の交付決定（第 6 5 の規定による交付決定の変更を含む。以下同じ。）の内容又は第 6 2 の交付の条件に異議があるときは、交付決定通知を受領した日の翌日から起算して 1 4 日以内に、申請の撤回をすることができる。

2 1 の撤回があったときは、当該申請にかかる交付決定はなかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

第 8 知事は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたと認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

（事故報告等）

第 9 区市町村は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかにその理由、遂行の見通し等を知事に書面により報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第 1 0 知事は補助事業の円滑適正な遂行を図るため、必要があると認められるときは、その遂行状況に関し、区市町村に報告を求めることができる。

（補助事業の遂行命令等）

第 1 1 知事は、第 9 及び第 1 0 により区市町村が提出する報告、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 1 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれらに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、区市町村に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 知事は、区市町村が 1 の命令に違反したときは、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

3 2 の規定により知事が補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、区市町村が当該補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を指定する期日までにとらないときは、第 1 5 1 （3）の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（実績報告）

第 1 2 区市町村は、補助事業が完了したとき又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、補助金実績報告書（第 1 2 号様式）に関係書類を添えて、補助金の交付決定に係る会計年度終了の日までに知事に提出しなければならない。なお、第 6 6 の規定により補助事業の中止（廃止）の承認を受けたときも、同様とする。

2 1 の補助金実績報告書に添える関係書類は、次のとおりとする。

- （1）事業実績一覧表（第 1 3 号様式）
- （2）事業費決算総括書（第 1 4 号様式）
- （3）事業実績書（第 1 5 号様式）
- （4）事業費決算内訳書（第 1 6 号様式）
- （5）報告書（様式は任意）
- （6）事業実施の様子を表す写真（成果物の写真を含む）
- （7）事業実績内容を確認できる書類（領収書の写し等）
- （8）歳入歳出決算見込書抄本（第 1 7 号様式）
- （9）その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 1 3 知事は、第 1 2 の規定により実績報告を受けた場合、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（第 1 8 号様式）により当該区市町村に通知するものとする。

2 1 の規定により確定する交付すべき補助金の額は、第 4 の規定により算出する実支出額と、第 6 1 の規定により補助金の交付を決定した額（第 6 5 の規定により変更の交付を決定した場合には、当該決定額）とのいずれか少ない額とする。

（補助金の交付）

第 1 4 知事は、第 1 3 の規定により補助金の額の確定を行った後に、区市町村の補助金請求書（第 1 9 号様式）に基づき、補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第 1 5 知事は、区市町村が次の（1）から（3）までのいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金を他の用途に使用したとき。

(3) その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 1の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 知事は、1の規定による取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書（第20号様式）により、当該区市町村に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16 知事は、第15 1の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(違約加算金及び延滞金)

第17 区市町村は、第16の規定により、知事から補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を都に納付しなければならない。

2 区市町村は、知事から補助金の返還を命じられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を都に納付しなければならない。

(違約加算金の計算)

第18 第17 1の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、区市町村の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第19 第17 2の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第20 区市町村が、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、当該補助金、違約加

算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

（書類の整理保管）

第 2 1 区市町村は、当該補助事業にかかる収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

（財産処分制限）

第 2 2 区市町村は、当該補助事業により取得した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 1 の規定による知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

（財産の管理義務）

第 2 3 区市町村は、当該補助事業により取得した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（補 則）

第 2 4 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項については、東京都補助金等交付規則（昭和 3 7 年東京都規則第 1 4 1 号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

実施要綱 3 (1) ア 普及啓発等事業

区市町村が、2020年大会の開催気運を醸成し、地域のレガシーにつなげるために行う事業のうち、次に掲げる事業。

1 区分及び内容	2 補助額等	3 補助対象経費	4 補助限度額
1 オリンピック・パラリンピックの理解促進事業 (1) オリンピック・パラリンピックへの理解を深める取組 (2) 大会を契機とした文化振興 (3) その他、区市町村が独自に企画するもの	3 欄に定める補助対象経費から寄付金及び参加者負担金等の収入を控除した額に補助率2分の1を乗じた額を補助額とする。	報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、備品購入費、負担金補助及交付金	1 区市町村あたり、普及啓発等事業として500万円。 ただし、知事が特に必要と認める場合には、この限りではない。
2 スポーツの普及啓発事業 (1) オリンピック・パラリンピック競技等の普及啓発 (2) その他、区市町村が独自に企画するもの			
3 海外の来訪者の受入体制整備事業 (1) 事前キャンプの誘致 (2) 外国文化の理解促進 (3) ボランティアの育成 (4) その他、区市町村が独自に企画するもの			

別表 2

実施要綱 3 (1) イ 障害者スポーツ地域振興事業

区市町村が、身近な地域における障害者スポーツの振興を図り、障害者が継続的にスポーツを楽しむ環境を整備するために行う事業のうち、次に掲げる必須事業を実施する事業。

なお、選択事業については、必須事業を実施した場合に対象事業とする。

1 区分及び内容	2 補助額等	3 補助対象経費	4 補助限度額
1 必須事業 障害者が参加できる継続的なスポーツ事業で以下の補助要件をすべて満たす事業 (1) 障害者が参加可能である旨を要項等や広報物等に明記すること。 (2) 障害者へ積極的に周知する方策を講じること。 (3) 障害者の受入体制を確保すること。	3 欄に定める補助対象経費から寄付金及び参加者負担金等の収入を控除した額に補助率5分の4を乗じた額を補助額とする。	報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、備品購入費、負担金補助及交付金	1 区市町村あたり、障害者スポーツ地域振興事業として、300万円。 ただし、知事が特に必要と認める場合には、この限りではない。
2 選択事業 上記以外の障害者スポーツ振興事業			